

津市消防団協力事業所表示制度実施要綱

平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日訓第 5 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域の消防防災力の充実強化等の一層の促進を図るため、津市消防団（以下「消防団」という。）に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 本市の区域内に存する事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 消防団の活動（以下「消防団活動」という。）に積極的に協力している事業所等として市長が認定した事業所等をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 消防団活動に協力している証として消防団協力事業所に交付する表示証をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(消防団協力事業所表示証の交付の申請及び推薦)

第 3 条 消防団協力事業所としての認定及び消防団協力事業所表示証の交付を受けようとする事業所等は、消防団協力事業所表示証交付申請書（第 1 号様式）に次条に規定する認定基準に該当することが分かる書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請するものとする。

- 2 消防団長等は、消防団協力事業所表示証を交付しようとする事業所等について、当該事業所等の意思を確認の上、消防団協力事業所表示証交付推薦書（第 2 号様式）を提出し、市長に推薦をすることができる。

(消防団協力事業所の認定基準)

第 4 条 消防団協力事業所としての認定の対象となる事業所等は、当該事業所等に消防関係法令の違反がなく、かつ、次の各号に掲げる要件の 2 以上に該当すると認めるものとする。

- (1) 消防団の団員として 3 年以上在籍している従業員等が、2 人以上勤務等している事業所等

- (2) 従業員等が消防団活動を行うことに對し、勤務条件その他の処遇面での扱いが不利とならないよう配慮している事業所等
- (3) 災害時等に消防団へ資機材等を提供するなどの協力をしている事業所等
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等
(消防団協力事業所の認定の審査等)

第5条 市長は、第3条第1項の規定による申請又は同条第2項の規定による推薦があったときは、前条の認定基準に該当するかどうかについて審査するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、消防団協力事業所として認定したときは、消防団協力事業所認定通知書（第3号様式）により当該消防団協力事業所に通知するとともに、消防団協力事業所表示証交付書（第4号様式）及び消防団協力事業所表示証（第5号様式）を当該事業所等に交付するものとする。

(消防団協力事業所表示証の表示)

第6条 消防団協力事業所表示証は、次に掲げる場所等に表示することができる。

- (1) 消防団協力事業所の見えやすい場所
 - (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識できない方法をいう。）により行う映像その他の広告
- 2 表示できる消防団協力事業所表示証の様式は、消防団協力事業所表示証のほか、当該消防団協力事業所表示証の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

(消防団協力事業所表示証交付整理簿の備付け)

第7条 消防団協力事業所表示証の交付に際して、市長は、消防団協力事業所表示証交付整理簿（第6号様式）を備え付け、消防団協力事業所の名称、所在地、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(消防団協力事業所表示証の有効期間)

第8条 消防団協力事業所表示証の有効期間は、原則として第5条第2項の規定による認定（次条に規定する認定の更新を含む。）の日から2年又は第10条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、消防団協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」とい

う。)の交付を受けた場合は、消防団協力事業所表示証の有効期間は、総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

(消防団協力事業所の認定の更新)

第9条 消防団協力事業所の認定の更新を受けようとする消防団協力事業所は、消防団協力事業所表示証の有効期限が経過する前に、消防団協力事業所認定更新申請書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 消防団協力事業所表示証の写し

(2) 第4条に規定する認定基準に該当することが分かる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、必要と認めるときは、消防団協力事業所表示証の有効期間が経過する前に、協力事項の現状及び消防団協力事業所としての認定の継続の意思を確認した上で、消防団協力事業所の認定を更新することができる。

3 市長は、第1項又は前項の規定により消防団協力事業所としての認定の更新を行ったときは、消防団協力事業所認定更新通知書(第8号様式)により、当該消防団協力事業所に通知するものとする。

(認定の取消し等)

第10条 市長は、消防団協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、消防団協力事業所の認定を取り消すことができる。

(1) 事業を廃止又は休止したとき。

(2) 第4条に規定する認定基準を満たさなくなったとき。

(3) 偽り或其他不正な手段により消防団協力事業所表示証の交付を受けたとき。

(4) その他消防団協力事業所として適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により消防団協力事業所の認定を取り消したときは、消防団協力事業所認定取消通知書(第9号様式)により当該消防団協力事業所に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた消防団協力事業所は、速やかに消防団協力事業所表示証を市長に返還しなければならない。

(消防団協力事業所の公表)

第11条 市長は、消防団協力事業所の名称、消防団への協力内容その他の事項について、広報紙等により公表することができる。

(消防団協力事業所に対する感謝状の贈呈)

第 12 条 市長は、消防団協力事業所の協力内容が特に顕著と認めるときは、津市消防団の組織等に関する規則（平成 18 年津市規則第 224 号）第 29 条第 3 項の規定により感謝状を贈呈することができる。

（委任）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

消防団協力事業所表示証交付申請書

年 月 日

(あて先) 津市長

(〒)

所在地

申請者 名 称

氏 名 (代表者)

㊞

電 話

津市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 協力内容 (該当する項目に○印を付けてください。)

項目 番号	○ 印	取 組 内 容
1		消防団の団員として3年以上在籍している従業員等が、2人以上勤務等している事業所等
2		従業員等が消防団活動を行うことに対し、勤務条件その他の処遇面での扱いが不利とならないよう配慮している事業所等
3		災害時等に消防団へ資機材等を提供するなどの協力をしている事業所等
4		その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

2 従業員等の消防団所属状況

従業員等の氏名	所属消防団名

3 添付資料

- (1) 会社案内、パンフレット等
- (2) 上記1の協力内容が具体的に分かる書類
- (3) その他必要な資料

第2号様式(第3条関係)

消防団協力事業所表示証交付推薦書

年 月 日

(あて先) 津市長

(〒)

住 所

推薦者 役 職

氏 名 (代表者) (印)

電 話

津市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条第2項の規定により、次のとおり推薦します。

1 推薦事業所等

(〒)

所在地

名 称

氏 名 (代表者)

電 話

2 協力内容 (該当する項目に○印を付けてください。)

項目 番号	○印	取 組 内 容
1		消防団の団員として3年以上在籍している従業員等が、2人以上勤務等している事業所等
2		従業員等が消防団活動を行うことに対し、勤務条件その他の処遇面での扱いが不利とならないよう配慮している事業所等
3		災害時等に消防団へ資機材等を提供するなどの協力をしている事業所等
4		その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

第3号様式（第5条関係）

消防団協力事業所認定通知書

年 月 日

様

津市長 （ 氏 名 ） 印

年 月 日付けで行われた消防団協力事業所表示証交付申請又は推薦について、津市消防団協力事業所表示制度実施要綱第5条第1項に基づき審査した結果、次のとおり消防団協力事業所として認定したので通知します。

1 認定事業所等名

（〒 ）

所在地

名 所

2 審査結果理由

(1)

(2)

第4号様式(第5条関係)

消防団協力事業所表示証交付書

(記 号 番 号)
年 月 日

(氏 名) 様

津市長 (氏 名) 

津市消防団協力事業所表示制度実施要綱第5条第2項の規定により、消防団協力事業所表示証を次のとおり交付します。

1 交付事業所

(〒)

所在地

名 称

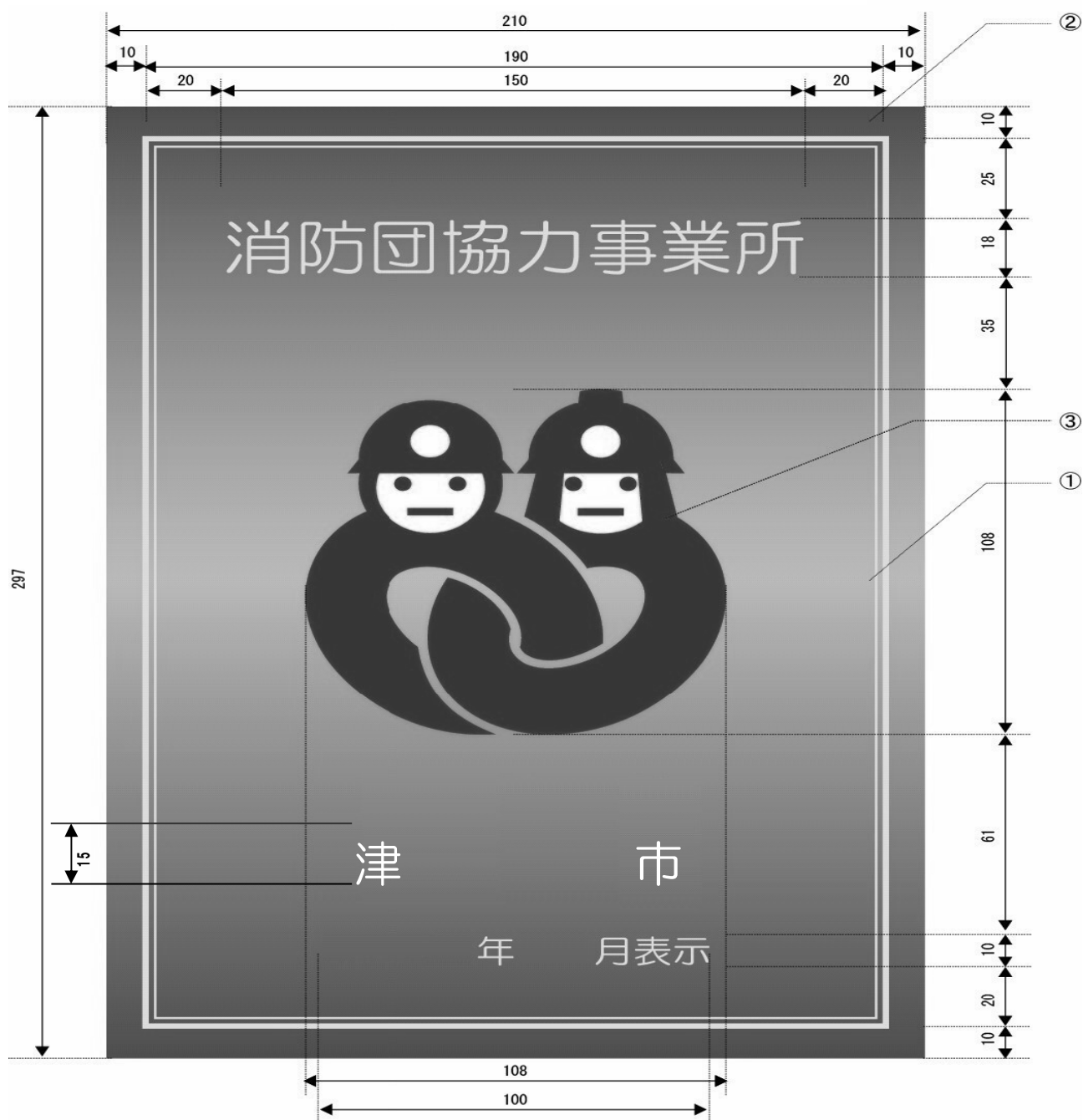
2 有効期限 年 月から 年 月まで

注意事項

- 1 消防団協力事業所表示証は、消防団協力事業所の見えやすい場所に表示することができます。また、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法により行う映像のその他の広告に、交付された消防団協力事業所表示証の写し（同率に拡大又は縮小したものを含みます。）を表示することができます。
- 2 消防団協力事業所表示証の更新を受けるときは、有効期限が経過するまでに申請を行ってください。
- 3 消防団協力事業所表示証の交付を取り消されたときは、速やかに返還してください。
- 4 消防団協力事業所表示証は、損傷等のないように取扱いに注意してください。

第5号様式（第5条関係）

消防団協力事業所表示証



【備考】

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。 3 材質はプラスチック等、厚みは6mm以上とする。
2 色は、次の表のとおりとする。

		色（CMYK値による色指定）
①	地色（中央部）	青（C：50%、M：5%、Y：0%、K：0%）
②	地色（上下部）	青（C：85%、M：40%、Y：25%、K：12%）
③	表示マーク（面）	赤（C：0%、M：95%、Y：90%、K：0%）
④	文字、枠線	銀

第 6 号様式（第 7 条関係）

消防団協力事業所表示証交付整理簿

交付 番号	事業所等名	郵便番号	初回表示年月日	総務省消防庁 表示証交付 年月日	協力事項 ※ 該当号に ☐	備 考 ※ 該当に ☐
		所 在 地	現表示有効期間			
		担当・連絡先	更新回数			
1				年 月 日	☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4	☐ 申請 ☐ 推薦
2				年 月 日	☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4	☐ 申請 ☐ 推薦
3				年 月 日	☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4	☐ 申請 ☐ 推薦
4				年 月 日	☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4	☐ 申請 ☐ 推薦

協力事項

- (1) 消防団の団員として 3 年以上在籍している従業員等が、2 人以上勤務等している事業所等
- (2) 従業員等が消防団活動を行うことに対し、勤務条件その他の処遇面での扱いが不利とならないよう配慮している事業所等
- (3) 災害時等に消防団へ資機材等を提供するなどの協力をしている事業所等
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

第7号様式(第9条関係)

消防団協力事業所認定更新申請書

年 月 日

(あて先) 津市長

(〒)

所在地

申請者 名 称

氏 名 (代表者)

⑩

電 話

津市消防団協力事業所表示制度実施要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 協力内容 (該当する項目に○印を付けてください。)

項目 番号	○印	取 組 内 容
1		消防団の団員として3年以上在籍している従業員等が、2人以上勤務等している事業所等
2		従業員等が消防団活動を行うことに対し、勤務条件その他の処遇面での扱いが不利とならないよう配慮している事業所等
3		災害時等に消防団へ資機材等を提供するなどの協力をしている事業所等
4		その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

2 従業員等の消防団所属状況

従業員等の氏名	所属消防団名

3 添付資料

- (1) 消防団協力事業所表示証の写し
- (2) 上記1の協力内容が具体的に分かる書類
- (3) その他必要な資料

第8号様式(第9条関係)

消防団協力事業所認定更新通知書

(記 号 番 号)

年 月 日

(氏 名) 様

津市長 (氏 名)



消防団協力事業所としての認定の更新を行ったので、津市消防団協力事業所表示制度実施要綱第9条第3項の規定により、次のとおり通知します。

1 更新事業所等

(〒)

所在地

名 称

2 有効期間 年 月まで

第9号様式(第10条関係)

消防団協力事業所認定取消通知書

(記号番号)

年 月 日

(氏 名)様

津市長 (氏 名) 印

津市消防団協力事業所表示制度実施要綱第10条第1項の規定により、次のとおり消防団協力事業所としての認定を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

なお、消防団協力事業所表示証は、速やかに返還してください。

1 取消し事業所等

(〒)

所在地

名 称

2 申請区分

☐ 申 請 (自ら申請し、交付されたもの)

☐ 推 薦 (他からの推薦を受け、交付されたもの)

3 取消理由

☐ (1) 事業を廃止又は休止したため。

☐ (2) 津市消防団協力事業所表示制度実施要綱第4条に規定する認定基準を満たさなくなったため。

☐ (3) 偽りその他不正な手段により消防団協力事業所表示証の交付を受けたため。

☐ (4) その他消防団協力事業所として適当でないと認めたため。